

箱根町景観計画 ＜実施計画＞

2010

1 月

景観計画に掲げる良好な景観の形成に関する基本方針に基づき、景観まちづくりの将来像を具現化するため、重点的に取り組むべき事業とその内容を明らかにします。

『愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち』をめざして！

目 次

1	景観計画実施計画の策定について	1
2	景観計画の構成と期間	1
3	景観計画における段階的取り組み	2
4	進行管理及び公表	3
5	景観計画における良好な景観形成に関する基本方針	3
6	事業の体系	5
7	実施計画	6
	山なみの保全と豊かな自然を望むビューサイトエリアの形成（方針1）	6
	地域独自の街なみ景観等の保全と形成（方針2）	10
	歩きながら景観を楽しめる道路・駐車場の整備（方針3）	12
	「もてなしの心」で迎え入れる環境の整備（方針4）	15
	町民とともに進める景観づくり（方針5）	17
	その他	20
8	資料	22
	箱根町景観計画体系図（箱根町景観計画から）	22
	箱根町景観施策推進会議設置要綱	23

景観計画実施計画（STEP1）

1 景観計画実施計画の策定について

箱根町景観計画では、町が進むべき景観まちづくりの将来像を『愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち』とし、良好な景観の形成に関する基本方針を示しています。

実施計画では、それら基本方針に基づき、景観まちづくりの将来像を具現化するため、重点的に取り組むべき事業とその内容を明らかにするものです。

2 景観計画の構成と期間

景観計画では、その第1章1-8「将来の良好な景観づくりに向けた段階的取り組み」において、景観まちづくりの将来像の具現化を3つのステップにより段階的に進めることとしています。

景観計画施行後の5年間（平成21年度から平成25年度まで）をSTEP1、施行後6年から10年の5年間（平成26年度から平成30年度まで）をSTEP2、施行後11年から20年の10年間（平成31年度から平成40年度）をSTEP3としています。

この実施計画は、STEP1の期間において実施する事業を対象とし、その事業の目的や内容、年度毎の取り組み事項等を示します。

表1 箱根町景観計画の構成と期間																			
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
景観計画																			
STEP1					STEP2					STEP3									
実施計画(1)					実施計画(2)					実施計画(3-1)					実施計画(3-2)				

3 景観計画における段階的取り組み



4 進行管理及び公表

実施計画を着実に推進するため、箱根町景観施策推進会議において効果的な進行管理に努めます。

また、実施計画の進捗状況については、インターネットホームページ等により効果的に公表します。

5 景観計画における良好な景観形成に関する基本方針

方針1 山なみの保全と豊かな自然を望むビューサイトエリアの形成

箱根火山は典型的な複式火山で、神山を中心とする中央火口丘群とそれを囲む古期外輪山、新期外輪山で形成され、その豊かな自然景観は、本町の貴重な財産です。

山の稜線は、景観を構成する重要な要素であるため、それらを未来永劫守り続けるとともに、山なみ景観を阻害しないよう建築物の高さや色彩の制限等を町民と合意形成を図りながら進めていきます。

また、芦ノ湖や富士山の眺め、山頂や高台からの街なみ等豊かな自然景観を望むビューサイトエリアについては、その視界を遮るものがないよう規制誘導を図ります。

方針2 地域独自の街なみ景観等の保全と形成

本町では、湯本地域、温泉地域などの情緒ある温泉場としての街なみ景観、箱根地域の箱根関跡や箱根神社を中心とした宿場町や門前町の街なみ景観、宮城野地域や仙石原地域の落ち着いた保養地としての街なみ景観を見ることができます。

このように、本町では地域それぞれに特徴的な街なみ景観が形成されており、これら地域独自の景観の保全と形成を図ります。

方針3 歩きながら景観を楽しめる道路・駐車場の整備

本町は、山岳地に街が形成されているという地形的な要因から、僅かな視点の移動でも景観が大きく変化するという特徴を持っています。

そこで、歩きながら景観の変化を楽しむことができる環境づくりが重要と考えることから、歩行者が安心して歩くことができる歩道や観光スポットの回遊性を高めるための歩道や駐車場の整備を進めます。

方針4 「もてなしの心」で迎え入れる環境の整備

本町は、日本を代表する国際観光地として発展してきた町で、国内外から多くの観光客が訪れます。それら観光客に対しては、「もてなしの心」をもって迎え入れる環境整備が必要です。そこで、着地前・後の効果的な情報提供に努めるとともに、誰もが容易に、そして安心して町内観光ができるよう、案内板や標識のデザインの統一化、景観整備に向けてのルールづくりを進めます。

方針5 町民とともに進める景観づくり

景観づくりは、そこに住んでいる人にとって愛着がわき、住んで良かった、住み続けたいと思えるようなまちづくりをすることが重要です。そこで、本町の景観づくりは、計画策定の段階から町民と町が協働して取り組みます。

6 事業の体系

区分	事業名	担当課
方針 1	1 箱根トラスト推進事業	企画課
	2 資源保護対策事業	企画課
	3 地下水保全対策事業	企画課
	4 地域林業形成促進事業	観光課
	5 豊かな森林づくり事業	観光課
	6 仙石原すすき草原保存事業	観光課
	7 やすらぎの森整備事業	観光課
	8 景観保全形成事業（眺望点の指定）	都市整備課
方針 2	1 史跡整備事業	生涯学習課
	2 近代化遺産調査・活用事業	生涯学習課
	3 箱根関所歴史文化推進事業	生涯学習課
	4 箱根関所整備事業	生涯学習課
方針 3	1 観光街路灯整備補助交付事業	観光課
	2 ハイキングコース等整備事業	観光課
	3 公衆便所整備事業	観光課
	4 大平台地内歩道整備事業	都市整備課
	5 公園整備事業	都市整備課
方針 4	1 芦ノ湖沿岸散乱ごみ回収業務委託事業	環境課
	2 散乱ごみ・不法投棄処理対策事業	環境課
	3 ごみ減量化再利用推進事業（教育及び啓発事業）	環境課
	4 景観保全形成事業（屋外広告物の行為の制限）	都市整備課
方針 5	1 花いっぱい事業	環境課
	2 環境学習推進事業（「緑のカーテン」設置委託）	学校教育課
	3 景観保全形成事業（景観まちづくりを考える会設置）	都市整備課
	4 景観保全形成事業（景観まちづくりアドバイザー制度の創設・運用）	都市整備課
	5 景観保全形成事業（表彰制度の創設）	都市整備課
	6 景観保全形成事業（情報提供・意識啓発）	都市整備課
その他 6	1 景観保全形成事業（公共施設整備指針作成）	都市整備課
	2 景観保全形成事業（景観計画実施計画策定）	都市整備課
	3 景観保全形成事業（その他調査・研究） ・規制及び窓口の一元化 ・乗り物からの眺望の保全	都市整備課

7 実施計画

山なみの保全と豊かな自然を望むビューサイトエリアの形成（方針1）

事業名	1-1 箱根トラスト推進事業		担当課	企画課
事業概要	町民や事業者からの善意の寄付金の資源保全基金への積み立てや、必要に応じて基金を資源保全に係る事業に活用することにより、豊かな自然環境や歴史的文化遺産などの保全を図る。			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
基金への積立・基金の関連事業への活用	基金への積立・基金の関連事業への活用	基金への積立・基金の関連事業への活用	基金への積立・基金の関連事業への活用	基金への積立・基金の関連事業への活用

事業名	1-2 資源保護対策事業		担当課	企画課
事業概要	温泉・水井戸の水位等を観測することにより、温泉と地下水の因果関係を解析し、豊かな自然の源である地下水資源の保護に寄与するとともに、温泉・地下水資源の保護を図る。			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
源泉(2井)・水井戸(1井)の水位等の連続観測	源泉(2井)・水井戸(1井)の水位等の連続観測	源泉(2井)・水井戸(1井)の水位等の連続観測	源泉(2井)・水井戸(1井)の水位等の連続観測	源泉(2井)・水井戸(1井)の水位等の連続観測

事業名	1-3 地下水保全対策事業	担当課	企画課	
事業概要	町内全域の地下水・湧水等について調査し、地下水保全の研究をすることにより、豊かな自然の源である地下水資源の保全計画を策定する。			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
調査委託、研究会設置	モニタリング等調査、研究会による調査・研究	地下水保全計画の検討・策定	未定	未定

事業名	1-4 地域林業形成促進事業	担当課	観光課	
事業概要	林業施業者に受光伐や下刈りなどの事業費の 1/10 を補助し、活力ある健全な森林育成を図り、やまなみ景観を保全する。			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
施業業者への補助	施業業者への補助	施業業者への補助	施業業者への補助	施業業者への補助

事業名	1-5 豊かな森林づくり事業		担当課	観光課	
事業概要	町内の重要な地下水源を保全するため、その上流域に位置する町有林・私有林を整備し、水源涵養などの公益的機能を発揮する森林を目指すとともに樹種転換を行い、広葉樹林化を図る。				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
樹下植栽、下刈り、地拵などを行い、町有林・私有林を整備	樹下植栽、下刈り、地拵などを行い、町有林・私有林を整備	樹下植栽、下刈り、地拵などを行い、町有林・私有林を整備	樹下植栽、下刈り、地拵などを行い、町有林・私有林を整備	樹下植栽、下刈り、地拵などを行い、町有林・私有林を整備	

事業名	1-6 仙石原すすき草原保存事業		担当課	観光課	
事業概要	山焼きを行うことによりすすき草原の景観を保全する。 また、快適に景観を楽しめるよう、ススキの見ごろの時期に臨時トイレを設置するとともに、回遊性を高めるため駐車場を確保する。				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
山焼きによる景観の保全や快適に景観を楽しむための施設整備	山焼きによる景観の保全や快適に景観を楽しむための施設整備	山焼きによる景観の保全や快適に景観を楽しむための施設整備	山焼きによる景観の保全や快適に景観を楽しむための施設整備	山焼きによる景観の保全や快適に景観を楽しむための施設整備	

事業名	1-7 やすらぎの森整備事業	担当課	観光課	
事業概要	入園者が快適に過ごせるとともに、やまなみ景観を守るため、維持管理を行う。			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
園内の草刈 園内トイレの 清掃	園内の草刈 園内トイレの 清掃	園内の草刈 園内トイレの 清掃	園内の草刈 園内トイレの 清掃	園内の草刈 園内トイレの 清掃

事業名	1-8 景観形成保全形成事業 (眺望点の指定)	担当課	都市整備課	
事業概要	<p>箱根町景観条例第 25 条の規定により、箱根らしい眺望景観が得られる場所を「眺望点」として指定する。</p> <p>< 規則に規定する指定要件 ></p> <p>遠景を対象とした眺望が利く場所</p> <p>良好な眺望が長期にわたり維持されている（見込まれる）場所</p> <p>誰もが容易に立ち入ることができる場所</p>			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
方策検討	方策検討	指定準備（候補地の募集、指定検討委員会の設置等）	眺望点の指定	眺望点の保全

地域独自の街なみ景観等の保全と形成（方針2）

事業名	2-1 史跡整備事業		担当課	生涯学習課	
事業概要	<p>国指定天然記念物である箱根仙石原湿原植物群落指定個所や町指定史跡である東光庵熊野権現旧跡等、町内に存在する指定文化財の整備を行うことにより、箱根町共有の財産である文化財を未永く適切に保護・保存するとともに、それらを通してより効果的な活用を図る。</p>				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
文化遺産の保全等	文化遺産の保全等	文化遺産の保全等	文化遺産の保全等	文化遺産の保全等	

事業名	2-2 近代化遺産調査・活用事業		担当課	生涯学習課	
事業概要	<p>箱根の近代化に関わる建造物・土木構造物についての調査を実施し、文化財登録などの保護措置を進めるための基礎データの蓄積を図るとともに、見学会などの実施により、その活用を図る。</p>				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
文化遺産の現状調査	文化遺産の現状調査	文化遺産の現状調査	文化遺産の現状調査	文化遺産の現状調査	

事業名	2-3 箱根関所歴史文化推進事業		担当課	生涯学習課	
事業概要	完全復元した箱根関所を国内外に広く周知するための事業を展開するとともに、誘客宣伝を図る事業を展開する。				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
箱根関所誘客 宣伝	箱根関所誘客 宣伝	箱根関所誘客 宣伝	箱根関所誘客 宣伝	箱根関所誘客 宣伝	

事業名	2-4 箱根関所整備事業		担当課	生涯学習課	
事業概要	完全復元した箱根関所施設を当時のまま維持するために当時の工法を用い適宜に修繕を行い現状維持に努める。				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
箱根関所の修 繕	箱根関所の修 繕	箱根関所の修 繕	箱根関所の修 繕	箱根関所の修 繕	

歩きながら景観を楽しむ道路・駐車場の整備（方針3）

事業名	3-1 観光街路灯整備補助金交付事業		担当課	観光課	
事業概要	歩行者が安心して歩くことができ、また、観光スポットの回遊性を高めるため、町長が適当と認める公共団体が行う公共的観光街路灯の整備等に要する費用に対し、補助金を交付する。				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
新設・改良工事費、電気料、修繕料に対する補助金交付	新設・改良工事費、電気料、修繕料に対する補助金交付	新設・改良工事費、電気料、修繕料に対する補助金交付	新設・改良工事費、電気料、修繕料に対する補助金交付	新設・改良工事費、電気料、修繕料に対する補助金交付	

事業名	3-2 ハイキングコース等整備事業		担当課	観光課	
事業概要	歩行者が安心して歩くことができるハイキングコースを整備するとともに、ビューポイントを確保するなど歩きながら景観を楽しむことができる環境づくりを行う。				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
コース脇や休憩所等の草刈 案内看板、階段や水切りの設置	コース脇や休憩所等の草刈 案内看板、階段や水切りの設置	コース脇や休憩所等の草刈 案内看板、階段や水切りの設置	コース脇や休憩所等の草刈 案内看板、階段や水切りの設置	コース脇や休憩所等の草刈 案内看板、階段や水切りの設置	

事業名	3-3 公衆便所整備事業	担当課	観光課		
事業概要	誰もが快適に町内観光ができるよう「もてなしの心」をもって観光客を迎え入れる環境整備を行う。				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
清掃などの維持管理	清掃などの維持管理	清掃などの維持管理	清掃などの維持管理	清掃などの維持管理	

事業名	3-4 大平台地内歩道整備事業	担当課	都市整備課		
事業概要	<p>大平台地区における、観光客の散策路と地区住民の駅への利便性向上のため、歩道整備を行う。</p> <p>整備内容は、路面工、ネットフェンス工、木橋工及び土留工からなり、路面工は砂利道舗装、木橋工及び土留工については擬木素材の建材を使用する。</p>				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
工事延長 L=140m 路面工・ネットフェンス工・木橋工	工事延長 L=95m 路面工・ネットフェンス工・木橋工・土留工				

事業名	3-5 公園整備事業	担当課	都市整備課		
事業概要	<p>公園施設の維持補修及び施設内の充実を図り、利用者の利便の向上を図る。</p> <p>整備内容は、施設内の支障木伐採や遊具及び案内板等の改修、転落防止柵の設置等で、案内板や転落防止柵については景観に配慮した色彩とする。</p>				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
公園施設の維持補修	公園施設の維持補修	公園施設の維持補修	公園施設の維持補修	公園施設の維持補修	

「もてなしの心」で迎え入れる環境の整備（方針4）

事業名	4-1 芦ノ湖沿岸散乱ごみ回収 業務委託事業		担当課	環境課
事業概要	芦ノ湖沿岸の散乱ごみ・不法投棄物を撤去・回収することにより、 芦ノ湖の豊かな環境及び自然景観の保全を図る。			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
なし	芦ノ湖沿岸の 散乱ごみを回 収	芦ノ湖沿岸の 散乱ごみを回 収	なし	なし

事業名	4-2 散乱ごみ・不法投棄 処理対策事業		担当課	環境課
事業概要	散乱ごみ・不法投棄物の撤去・回収を実施することにより、自然 環境及び景観の保全を図る。			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
・道路清掃、ご みの回収 ・主要道路のご み、不法投棄物 の回収 ・観光行事の臨 時ごみ回収	・道路清掃、ご みの回収 ・主要道路のご み、不法投棄物 の回収 ・観光行事の臨 時ごみ回収	・道路清掃、ご みの回収 ・主要道路のご み、不法投棄物 の回収 ・観光行事の臨 時ごみ回収	・道路清掃、ご みの回収 ・主要道路のご み、不法投棄物 の回収 ・観光行事の臨 時ごみ回収	・道路清掃、ご みの回収 ・主要道路のご み、不法投棄物 の回収 ・観光行事の臨 時ごみ回収

事業名	4-3 ごみ減量化再利用推進事業		担当課	環境課	
事業概要	観光美化・自然愛護標語・作文・ポスターコンクールや美化功労者の表彰、美化大会等を通じて町民・観光客に対し美化及び環境保全の啓発を図る。				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
・観光美化・自然愛護標語・作文・ポスターコンクール実施 ・美化大会開催	・観光美化・自然愛護標語・作文・ポスターコンクール実施 ・美化大会開催	・観光美化・自然愛護標語・作文・ポスターコンクール実施 ・美化大会開催	・観光美化・自然愛護標語・作文・ポスターコンクール実施 ・美化大会開催	・観光美化・自然愛護標語・作文・ポスターコンクール実施 ・美化大会開催	

事業名	4-4 景観形成保全形成事業 (屋外広告物の行為の制限)		担当課	都市整備課	
事業概要	現在、屋外広告物については、自然公園法及び神奈川県屋外広告物条例によって規制されているが、屋外広告物は景観に与える影響が極めて大きいことから、箱根町における屋外広告物についてそのあり方を検証するとともに、町自らが規制・誘導できる体制を整備する。				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
町民研究会の設置、モデル事業による検証、公共サイン指針作成	・町民との合意形成 ・モデル事業による検証 ・県からの事務移譲検討	・規制、誘導策検討 ・事務委譲準備(独自規制の検討)	・景観計画、条例改正(広告物を届出対象へ) ・事務委譲(もしくは独自条例制定) ・組織整備	景観計画、条例、移譲事務等の適切運用・執行	

町民とともに進める景観づくり（方針5）

事業名	5-1 花いっぱい事業		担当課	環境課
事業概要	町花壇の管理、団体への花の配付及びフラワーボックスへの植栽を実施し、町内の景観美化を推進する。			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
花・樹木の植栽・配付及び花壇管理・種苗育成	花・樹木の植栽・配付及び花壇管理・種苗育成	花・樹木の植栽・配付及び花壇管理・種苗育成	花・樹木の植栽・配付及び花壇管理・種苗育成	花・樹木の植栽・配付及び花壇管理・種苗育成

事業名	5-2 環境学習推進事業 「緑のカーテン」設置委託		担当課	学校教育課
事業概要	<p>町立湯本小学校教室の南側にネットを張り、児童がつる系植物を育てる教材とするとともに、その育成により出来た「緑のカーテン」が夏の日差しを閉ざし、葉から出る水蒸気により教室の温度が下がることを実体験する。</p> <p>また、このことから省エネ効果や Co2 削減について学び、環境問題の意識啓発を図る。（県企業庁クリーンエネルギー導入等助成事業）</p> <p>【規模：ネット数】 9本（7.5m×2m：2階～3階） 4本（10m×2m：2階～4階） 計13本</p>			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
なし	湯本小学校に委託	町立小中学校に委託	町立小中学校に委託	町立小中学校に委託

事業名	5-3 景観形成保全形成事業 (景観まちづくりを考える会設置)		担当課	都市整備課	
事業概要	<p>町内の良好な景観形成について総合的に議論し、景観形成に必要な活動を行う。考える会は、まちづくり活動に関わっている複数の団体を母体として、地域に住む町民等で組織する。</p> <p>< 構成員 > 自治会、観光協会、旅館組合、町民の活動団体等</p> <p>* 当面は、屋外広告物のあり方や重点地区の指定について調査・研究を進める。</p>				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
設置 調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究	

事業名	5-4 景観形成保全形成事業 (景観まちづくりアドバイザー制度の創設・運用)		担当課	都市整備課	
事業概要	<p>箱根町景観条例第 28 条に規定する良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行おうとするものに対する技術的支援として、景観計画提案団体に景観まちづくりアドバイザーを派遣する。</p> <p>* アドバイザーの派遣に要する費用は、1 回(4 時間以内)につき 3 万円の報償費に旅費実費相当額を加算し、5 万円を限度額として、町が予算の範囲内において支払う。</p>				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
制度創設、アドバイザー派遣	アドバイザー派遣	アドバイザー派遣	アドバイザー派遣	アドバイザー派遣	

事業名	5-5 景観形成保全形成事業 (表彰制度の創設)	担当課	都市整備課		
事業概要	箱根町景観条例第 27 条に規定により、良好な景観の形成に貢献したと認められる行為を行ったものに対する表彰制度を創設する。				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
内容検討	内容検討	制度創設	運用	運用	

事業名	5-6 景観形成保全形成事業 (情報提供・意識啓発)	担当課	都市整備課		
事業概要	箱根町景観計画及び景観条例第 7 条の規定により、町民等へ必要な情報を提供するとともに、景観に対する町民意識の啓発に努める。				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
広報、回覧、HP からの情報提供、手引書の作成と窓口配布、その他方策検討	啓発リーフレット作成・配布 HPの充実、まちづくり懇談会、その他方策検討	従前からの方法の他、適宜効果的な手段により、情報提供・意識啓発を進める。	従前からの方法の他、適宜効果的な手段により、情報提供・意識啓発を進める。	従前からの方法の他、適宜効果的な手段により、情報提供・意識啓発を進める。	

その他 6

事業名	6-1 景観形成保全形成事業 (公共施設整備指針策定)		担当課	都市整備課	
事業概要	<p>箱根町景観条例第 10 条に規定する良好な景観の形成において、町が先導的な役割を果たすため必要となる公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備に関する指針(共通ルール)を定めるとともに、着実な運用を図る。</p> <p>【対象】 建築物、工作物、案内板、道路、公園、橋梁、河川・水路等</p>				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
指針策定、運用	運用、必要に応じ見直し	運用、必要に応じ見直し	運用、必要に応じ見直し	運用、必要に応じ見直し	

事業名	6-2 景観形成保全形成事業 (景観計画実施計画の策定)		担当課	都市整備課	
事業概要	<p>景観計画に定める「良好な景観の形成に関する基本方針」に基づき、景観まちづくりの将来像を具現化するため、重点的に取り組むべき事業とその内容を明らかにするとともに、着実な運用を図る。</p> <p>計画期間(STEP1)は、景観計画施行後の5年間(平成21年度から平成25年度まで)とする。</p> <p>実施計画を着実に推進するため、箱根町景観施策推進会議において効果的な進行管理を行うとともに、実施計画の進捗状況については、インターネットホームページ等により効果的に公表する。</p>				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
実施計画策定、運用	運用、実施状況の公表	運用、実施状況の公表	運用、実施状況の公表	運用、実施状況の公表	

事業名	6-3 景観形成保全形成事業 (その他・調査研究)	担当課	都市整備課		
事業概要	<p>箱根町景観計画に掲げる今後の景観形成のための課題について重点的に調査・研究を進める。</p> <p>< 研究課題 ></p> <p>規制及び窓口の一元化</p> <p>乗り物からの眺望保全</p>				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	
調査・研究方策 検討	調査・研究方策 検討	調査・研究方策 検討	調査・研究	調査・研究	

箱根町景観計画体系図

景観形成の目的

- 1 町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境の創出
- 2 観光客がまた訪れたいと思えるような環境の創出

本町の景観の課題

- 1 山なみの眺めの保全
- 2 地域固有の街なみ景観等の形成
- 3 町民や観光客が回遊を楽しめる歩行環境づくり
- 4 観光客に親切的な観光地
- 5 実効力のある景観施策

基本理念

- 1 山なみ、湖、河川等がつくる、優れた自然景観を大切に、未来に残します。
- 2 歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の街なみを大切に、箱根町独自の文化を育みます。
- 3 誰もが景観を楽しめる環境をつくり、観光立町に相応しい街なみ景観の創出に努めます。

景観をちづくりの指針像

愛着と誇りが持てる
豊かな自然と安らぎある国際観光のまち

基本方針

- 1 山なみの保全と豊かな自然を望むビューエリアの形成
- 2 地域独自の街なみ景観等の保全と形成
- 3 歩きながら景観を楽しめる道路・駐車場の整備
- 4 「もてなしの心」で迎え入れる環境の整備
- 5 町民とともに進める景観づくり

良好な景観の形成に関する基本方針（景観法第8条第2項第2号）

届出の対象に於ける行為の規模の基準

1 届出対象区域

国立公園内の特別保護地区を含む。）を除く区域

2 届出対象行為と規模等の基準

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・ 高さ13m（最高最低）又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物
- ② 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・ 門、塀、柵、垣（生垣を除く。）その他これらに類するもので、高さが3mを超えかつ長さが30mを超えるもの
 - ・ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが15mを超えるもの
 - ・ その他高さが15mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの

良好な景観の形成のための行為の制限（主要事項）

1 配置

敷地に接する主となる道路側は、後退距離を設けることとし、その距離を5m以上とする。（敷地面積が1,000㎡未満は除く。）

2 屋根

- ① 色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系又は暗緑色系とし、銅板葺きの場合は、素材色とする。
- ② 山なみと調和するよう、屋根形状については可能な限り勾配屋根とする。

3 外壁

- ① 街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。
- ② 色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系又は灰色系とする。

4 高さ

指定区域は、建築物の高さを13m以下又は15m以下とする。

5 緑地

- ① 緑地率を都市計画用途が住居系の場合は、20%以上、商業系の場合は、10%以上とする。
- ② 道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。

6 その他

- ① 駐車場は、建築物内に設置するか、周囲を樹木で覆う等、建物景観に配慮する。
- ② 自動販売機等は、街なみと調和するよう色彩、位置に配慮する。
- ③ 屋外に設置する空調室外機等の設備機器等は、建築物壁面との調和や建物本体との統一感に配慮し、そのデザイン、位置に配慮するとともに目立たないよう工夫する。

良好な景観の形成のための行為の制限（景観法第8条第2項第3号）

箱根町景観施策推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町景観施策推進会議(以下「推進会議」という。)の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 箱根町景観計画(以下「景観計画」という。)に掲げる景観まちづくりの将来像である『愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち』の実現へ向け、職員の創意工夫のもと箱根町にふさわしい景観施策を推進するため、推進会議を設置する。

(所掌事務)

第3条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 景観施策の調査、研究及び企画立案に関すること。
- (2) 景観計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観施策に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、別表に掲げる課のうち町長が指名する職員8名をもって組織する。

(会議の招集)

第5条 推進会議は、都市整備課長が招集する。

2 推進会議は、必要に応じ景観に関し専門的な知識を有する学識者、町関係職員等の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(会議結果の公表)

第6条 推進会議の結果については、庁内における情報の共有化を図るため、その概要をグループウェア等から職員へ周知するとともに、景観施策の調査、研究状況等の概要を町ホームページ等から町民等へ周知し、箱根町景観条例(平成21年箱根町条例第1号)の基本理念に掲げる町民等と町が協働した景観によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年9月11日から施行する。

(廃止)

- 2 箱根町景観保全形成検討会議設置要綱は、廃止する。

別表 (第 4 条関係)

推進会議を構成する課						
企画課	観光課	財務課	都市整備課	環境課	上下水道温泉課	学校教育課
生涯学習課						